

第 17 回葉山町子ども・子育て会議 議事要旨

- 1 開催日時 平成 28 年 9 月 16 日（金）10 時～12 時
- 2 開催場所 葉山町役場 2 階 会議室 2 - 1・2
- 3 開催形態 公開（傍聴者なし）
- 4 出席者 委員 17 名出席（定足数〇）
欠席 2 名（羽田委員、山浦委員）

5 議 事

（ 1 ） 開会

（事務局）

- ・自己紹介
- ・資料の確認
- ・傍聴なしの報告

（ 2 ） 議題

（ 1 ） 子ども・子育て会議委員の任期について（参考資料 1）

（事務局）

子ども・子育て会議は、審議会であり、委嘱期間は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までになる。

子ども・子育て会議は、平成 27 年 4 月から施行された、子ども・子育て支援法に基づき、葉山町が条例により設置した審議会になる。この審議会は、葉山町の附属機関で、各委員は葉山町の非常勤特別職の職員となる。審議会は、町長の諮問に応じて調査・審議を行い、その結果を答申または意見として建議する。審議会は、要望・陳情の場ではない。

審議会での調査や審議の概要は、子ども・子育て支援事業計画の進行管理や各種基準に関する条例の制定や子ども・子育て支援に関する施策全般について審議をお願いしたい。

委員として守ってもらいたいことは法令に明確な規定はないが、葉山町特別職の職員として、法令を順守し、本町の信用を失う行為はしない。審議会で知り得た秘密は守る。審議会委員でなくなった後も同様。委員の肩書で政治活動や宗教活動は行わない。以上のことを守ってもらいたい。

委員名及び議事録は、後日、役職のみの記載とし、発言者の個人名が特定され

ないように注意し、葉山町のホームページで公表する。

(委 員)

委員の中に保育園父母代表はいるが、幼稚園父母代表がない理由はあるか？

(事務局)

以前は幼稚園父母代表も入っていたが、新しい保育園などが委員になり、委員の定員も 20 名以内となっていることから現在は、幼稚園父母代表は委員に入っていない。公募委員の応募が 1 名のため、現在の委員の人数は 19 名になっている。

(委 員)

幼稚園父母代表も子育て施策には大事な存在になるので、今後は委員に入れることを考える必要がある。

(委 員)

現在の委員数が 19 名なので幼稚園父母代表を委員に入れることはできないのか？

(事務局)

残りの 1 名の枠に幼稚園父母代表を入れるか検討する。

(2) 保育料の見直しについて (資料 1、 2)

(事務局 資料 1)

この資料は、前回の会議で要望があった子どもの人口の推移を資料にした。平成 22 年から平成 31 年までの各年 4 月 1 日現在の 0 歳から 11 歳までの子どもの人口を表にしたものである。

平成 22 年から平成 28 年までが人口の実績で平成 29 年から平成 31 年までが子ども・子育て支援事業計画の人口の推移になっている。

子ども・子育て支援事業計画の中では、子ども人口は微減していく予定だが、平成 27 年から平成 28 年の実績では、0 歳から 5 歳の人口は 36 名増え 6 歳から 11 歳は 24 名減っており合計で 12 名増えている。平成 29 年から平成 31 年は計画どおり微減している。子どもの人口の増減については、転入なども含め数年様子を見ていきたい。

2 枚目は人口動態の推移であり、出生と死亡と自然増減を表記した。統計はやまより平成 22 年から平成 27 年までの全ての年で出生より死亡の数が多く、自然増減は全て減になっている。町の総合計画でも人口は微減しており、全体の人口では増えていくことは考えにくい状況になっている。平成 27 年の出生数 213

名とあるが転入が 22 名なので葉山町での出生数は 191 名になる。現在の葉山町での出生数は毎年 200 名前後になっている。

(事務局 資料 2)

この資料も、前回の会議で要望があった待機児童数の状況を資料にした。

1 枚目は、神奈川県が公表した平成 28 年 4 月 1 日現在の待機児童の状況である。葉山町は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 9 名の待機児童になっている。申込者数が 383 人、保育所を利用している者が 324 名、町外の幼保連携型認定こども園を利用している者が 6 名、地域型保育事業を利用している者が 18 名で、これは風の子保育園の利用者数である。あと、育児休業中の者が 4 名、特定の保育園等のみ希望している者が 10 名、求職活動中の者が 12 名である。育児休業中の者と特定の保育園等のみ希望している者と求職活動中の者がどこの保育園等に所属していない者になる。神奈川県内では待機児童がいる市町村が 20 市町村ある。この 20 市町村の中で葉山町は 11 番目になっている。

2 枚目は、神奈川県が公表した平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童の状況であり葉山町の待機児童数は 40 名になっている。

3 枚目は、国が公表している全国で待機児童数の減少した市町村の状況を表にしたものである。葉山町は、待機児童数の減少した数が 31 名で全国では 45 番目となっている。

(会 長)

議題の保育料の見直しについてに入る前に、前回の会議での意見に基づき用意した資料の説明をした。

(委 員)

この資料の人数に認可外保育園の利用者や自主保育をしている者は含まれているのか？

(事務局)

この表の人数には含まれていない。

(委 員)

育児休業中の者と特定の保育園等のみ希望している者と求職活動中の者を合わせると 26 名だが、認可外保育園の利用者や自主保育などの数を加えれば、それ以上の待機児童数になる現状を認識する必要がある。

子ども人口の推移で平成 29 年以降の見込みの人数が現状とは開きがあるように思える。

(委 員)

自主保育等を選んでいる人の中には、それを望んで選んでいる人もいるの

で、自主保育等を仕方なく選んでいる人と望んで選んでいる人との選別は把握しているのか？

(事務局)

町では細かい情報が分からなく、自主的に行っていることについては把握できていない。

(委員)

保育園が増えると子どもの人口は増えると思う。保育園へ入れるから次の子ども出産しようと思う気持ちになると思うので子どもの人口は増えると思う。子どもの人口は現状維持程度で考えておかないと予算関係などに支障が出るなどの心配がある。

(事務局)

子どもの人口については、年によって増えたり減ったりしており、町の総合計画の人口推計に合わせて、子ども・子育て支援事業計画も推計しているので数年の様子を見て計画の変更なども検討していきたい。

(委員)

平成 22 年から平成 28 年の 0 歳から 5 歳までの人口は翌年の 1 つ上の人口が必ず増えているのはなぜか？例えば、平成 24 年の 0 歳 215 人から斜めに見ていくと平成 25 年の 1 歳 233 人、平成 26 年の 2 歳 250 人と必ず増えていっているのはなぜか？6 歳から 11 歳の小学校年齢では同じように斜めに見てもこの現象はなく、転出入の利用ではないかと分かるが 0 歳から 5 歳までの増え続ける理由は何ですか？平成 29 年から平成 31 年までの推移はその現象を無視して推移しているように思える。

(委員)

おそらく、転入が多いのではないかと。新しい家が増えており、その家には若い世代が多く 0 歳から 5 歳の子どもが多いのではないかと。

(委員)

都内から環境の良いところへの移住を考えたときに葉山、逗子、鎌倉などを考えて転入した方が周りに多い。

(委員)

町総合計画の人口の推移を引用しているだけで分析をしたてはないのか？

(事務局)

町総合計画の策定時に人口の分析はしている。

(事務局 資料 3、4、5 参考資料 3、4、5)

現行の保育所保育料の仕組みは、国が想定する費用負担割合があり、資料3のP1中段の図になる。国が定める保育料の基準額がありその保育料がこの図の保護者負担になる。その他に国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の公費負担をしている。

保育料の葉山町の現状は、国が決められている保育料の基準より低い金額で設定している。保育料を低く設定している分は町の追加負担により補填している。

どの市町村も国基準より低い金額で保育料を設定している。児童の年齢や所得階層により差はあるが、現行の町の保育料は国の基準の約7割に設定している。葉山町の保育料の改定は、平成19年度に8階層から11階層に増やしている。平成19年は、所得階層の細分化のみ行い、基本的な保育料の見直しは行っていない。

幼稚園利用者についても、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免（補助）される就園奨励費制度があり、町上乗せ分は年間9,000円（1ヶ月あたり750円）となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になる。

保育所保育料については、従来の階層区分を維持し、所得税額でなく市町村民税所得割額を基に設定している。

平成27年3月に町長へ答申した最終報告の中で保育料の見直しについて答申している。今後の保育料見直しで検討したい3つ事項は、

幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善

現行の町の保育料は、児童の年齢や所得階層により差があり、保育料を平均すると国の基準の約7割に設定しており、国基準額との差額を町が追加負担（軽減）しており、現在の保育サービスを維持していくには、現行の国基準の約6割の設定を維持していく必要がある。幼稚園の保育料にも補助制度があり、幼稚園と保育所の保育料を比べると幼稚園の保育料の方が利用者にとって少ない額になっている。

資料5-2は保育所と幼稚園の保育料の比較になっている。1枚目は3歳未満の保育料なので幼稚園との比較はできない。2枚目は、3歳の場合の保育所と幼稚園の保育料の比較になる。町の私立幼稚園の保育料を子育て情報サービスかながわから調べ記載した。表の左から国基準の保育料、町の保育料、私立幼稚園の保育料、私立幼稚園と保育所の保育料の差の順になっている。町の保育料は左の国基準の6割程度になっている。私立幼稚園と保育所の保育料の差を見ると1階層から6階層までは保育所の保育料の方が安くなっている。7階層から11階層までは幼稚園の保育料の方が安くなっている。所得が多い世帯は幼稚園の保育料が安くなり、所得が少ない世帯は保育所の保育料が安くなっている。町内全ての幼稚園保育料が町の保育所の保育料6階層か

ら 7 階層の間になっている。町の保育料を平均すると国基準の 51% になっている。3 枚目は、4 歳以上の場合の保育所と幼稚園の保育料の比較になる。これも 3 歳の場合と同じ状況になっている。町の保育料の階層間の差額が特に多いのは 4 階層と 5 階層の差が 5,200 円、6 階層と 7 階層の差が 11,800 円となっている。町の保育料を平均すると国基準の 47% になっている。

保育所の保育料の国基準に対する割合は、各市町村によって違いがあり、この割合をどのように考えていくべきか意見をいただきたい。

保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し

保育標準時間認定の人は最大 1 日 11 時間まで利用でき、現行の町の保育料をそのまま採用している。保育短時間認定の人は最大 8 時間まで利用でき、保育標準時間の保育料に 98.3% (国の定めた割合) をかけた額に設定している。保育標準時間と保育短時間の保育料の差は 100 円から 1,000 円程度になっておりあまり差がない。この差は、保育現場から疑問視する声が上がっている。利用時間数等で比較した場合の保育料の差などをどのように考えていくべきか意見をいただきたい。

所得階層の細分化

現行の町の保育料は所得階層を 11 階層で設定している。この所得階層の分け方は各市町村によって違いがある。また、他自治体では、所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもある。逗子市は 22 階層、横須賀市は 16 階層、鎌倉市は 19 階層となっている。

各所得階層の保育料の差が多い階層や人数の多い階層を細分化するなど所得階層の細分化をどのように考えていくべきか意見をいただきたい。

資料 3 - 2 は、保育所運営費の現状を平成 27 年度決算額にあてはめたイメージ図になる。歳入は、利用者からの保育料、国からの国庫、県からの県費で運営をしている。歳出は、保育所へ支払う運営費などがある。保育所運営に係る経費総額は 252,943 千円です。それを賄うための内訳は、保護者負担（保育料）が 51,648 千円、国基準より保育料を低く設定している分の補填を町追加負担で 43,727 千円、国庫 73,429 千円、県費 41,585 千円、市町村 42,554 千円で運営したイメージ図である。町の負担は町追加負担の 43,727 千円と市町村負担の 42,554 千円になる。保育料を下げると町追加負担や市町村負担の金額の持出しが多くなる、仕組みになっている。

参考資料 4 は、多子世帯の保育料負担軽減の制度を説明した資料になる。年収約 360 万円未満世帯について、多子計算にかかる年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無料に保育料をする制度になっている。この制度は、以

前から行っている制度だが、今までは小学校就学前までの兄弟を第 1 子とカウントし、第 2 子半額、第 3 子無料となっていた制度が、今回からは小学校就学後でも第 1 子とカウントすることになり、第 1 子のカウントする年齢が拡大された。

参考資料 5 は、町が独自に行っている保育料の助成金制度になる。これは、認可保育所に入所できず、やむを得ずに認可外保育施設を利用しているご家庭に対して、負担軽減のため保育料の一部を助成している。対象となるのは葉山町に住所があり、認可保育所に入所申込みをしており、入所待機となっていて認可外保育施設（届出保育施設）を利用しており、月契約または年契約で、1 日 5 時間以上週 4 日以上の利用契約をしている世帯で月額 10,000 円を超える保育料を支払っている世帯へ、対象児 1 人につき月額 10,000 円の助成をしている。町内で対象となる施設は、芽ぐみ保育室や葉山シュタイナー子どもの家うみのこびとが対象施設になる。

資料 3 - 2 の中で、町の収入になっている国庫や県費が何に対しての補助なのか簡単に説明する。国庫の施設型給付費等負担金は地域区分があり葉山町 100 分の 6 や定員や入所児童の年齢、保育標準時間や保育短時間といろいろと区分が細かく分かれており、処遇改善加算も区分が細かく分かれており各保育所によって加算率が異なる。加算率は保育士の勤続年数でも異なってくる。平成 27 年度からの負担金になっている。子ども・子育て支援交付金は、町の保育所が行っている一時保育と延長保育に対し交付されている。それぞれ実績の子ども的人数などで交付されている。保育対策総合支援事業費補助金は、保育士資格を有していない職員を雇用している場合に清掃や遊具などの消毒やいろいろな後片付けなどを行う職員に対しての経費が補助される。県費の保育緊急対策事業費補助金は、保育所が 0 歳から 2 歳児の定員を超過して受けることで配置基準を超えた保育士を雇用する場合の経費が補助される。また、保育所に看護師を配置している保育所へ看護師の雇用にかかる経費が補助される。

（会 長）

今の保育料の現状を知ってほしい。今回は、資料 3 の 3 ページの今後の保育料見直しで検討したいことについて意見をいただきたい。まず、資料 3 の 3 ページの（1）幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善から意見をいただきたい。

（委 員）

何が適正な保育料なのかは難しいが幼稚園も保育所も他市町村から来ている子がいるので他市町村とのバランスを取る必要があるのではないかと。幼稚園と保育所との保育料のバランスも考えていく必要がある。逗子市は、子育てしやす

場所として保育料の見直しを行わなかったことも聞いている。参考資料の3は、子育て支援情報サービスかながわからのデータとあるが幼稚園によっては、更新をしていないところもあり、この資料が正確なもではない。特に各幼稚園のサービスについては、正確ではない。各幼稚園のホームページを確認した方が正確かもしれない。ぼけっとが発行している幼稚園保育園特集は各園に確認をし、作成しているので正確だと思う。

(委員)

資料3の4ページと資料3-2との違いが分からないが資料3の4ページは誤りということか？

(事務局)

資料3の4ページは、葉山保育園分が入っている金額になっており、資料3-2は民間保育所のみ金額になっており、資料3の4ページは誤りではない。

(委員)

資料3-2の平成27年度決算と平成28年度予算を比較すると平成28年度予算が5,000万円程度増えているので、保育料の増収をしたいのか、階層を増やしたのかどちらなのか？保育料の滞納がある中で、その人たちの分も他の世帯が負担するのはどうなのか？滞納の金額や取組みなども知りたい。公立の保育所と民間の保育所の保護者の負担は違うと思う。民間は駐車場などの賃借料なども保護者に負担してもらっている。公立と民間の保護者負担のバランスが悪いとも思うので公平性なども考えていく必要がある。多子世帯の保育料負担軽減は財源があり実施していることなのか？

(委員)

若い世代の保護者を応援するという意味では保育料を高くすることはどうかと思うが、それだけを考えることもできないのでいろいろ話していく必要があると思う。

(事務局)

多子世帯の保育料負担軽減は町独自のもではなく国に基づき行っているので国からの財源はある。資料3-2の平成27年度決算と平成28年度予算の差については平成27年度の途中から新しく開園した2つの認可保育所の分が平成28年度は1年分で算出している分が増えている。

(委員)

資料3-2表の中の市町村負担が占める割合は全体の何割になっているのか？

(事務局)

他市町村の状況を全て分かってはいないが川崎市の状況は42%程度である。

(会長)

次回の会議での資料提供をお願いしたい。

(委員)

町としては市町村の追加負担を抑えたいのか？

(事務局)

どの市町村も市町村追加負担はしているが、公平性を考え、どの市町村もいろいろ議論しているのが現状である。町追加負担が増えることがいいのかは委員の意見を伺いたい。

(委員)

階層間で差が多いところは階層を増やしていくことも方法の1つではないか。

(事務局)

それも1つの考えだと思っている。そのようなことをこの会議でまとめ町長への答申ができればと思っている。

(委員)

資料3-2は使わない方がいいと思った。この表を見ると保護者負担が増えただけに見えてしまう。少し分かりづらくなっている。(2)の保育認定の保育料の差は国の定めた98.3%に設定しているので、保育所から見れば差をつけた方がいいと思うかもしれないが他市町村の状況は葉山町と同じような状況なので他市町村とのバランスを考えるのであれば今の状況でいいかもしれない。

(委員)

保育料のみを考えていくのか、保育料とサービスに対する料金を合わせたことも考えていくのか？

(事務局)

保護者が負担する保育料をいくりにするのが妥当なのか。町もなるべく安くしたいとは思っている。しかし、安くすると町の負担が増えてしまうのでバランスを考えたい。保育料は所得の多い世帯は多くなり、所得の低い世帯は少なくなり全体の平均が50%程度になっているので、そのバランスをどのようにしたらいいかの意見を委員から伺いたい。

(委員)

保育料は安ければ安い方がいいと思うが、町の負担が増えてしまうことも分かる。町の負担がどの程度まで増やすことができるのかによって、保育料を安くできるかが決まってくると思う。もっと保育料を細分化すれば保護者も助かる方が多くなると思う。

(会長)

保育料の細分化等も必要になってくるとも思う。次回の会議でこの会議として保育料の見直しをどうしていくかを議論していきたい。

(3) 勉強会 (子ども子育て会議主催) 及び委員自主打合せの今後のあり方及び方向性について (資料 6、7、8)

(事務局)

資料 6 は、3 月 13 日開催した自主打合せの概要である。当初、自主打合せを始めたときは、ニーズ調査では読み取れない住民の意見を聞きき、子ども子育て会議へ上げることを目的に始まったが、今は、勉強会 (座談会) の開催について、そのテーマや内容の打合せを行うことが目的になっており、当初の目的から考え方に違いがある。4 月 24 日開催予定の勉強会 (座談会) のテーマが決まり、内容についての打合せをしているところだが、テーマが曖昧であり、開催するには難しい内容になっており、中止とした。今後の自主打合せ、自主勉強会のあり方を改めて考えていく必要があり、子ども子育て会議で伺った意見に基づき、動いていくことになっている。

資料 7 は、審議会の役割を記載してある。勉強会は、住民の生の声を聞くことができ、拾い上げができることが成果になっているが、開催することが目的化して町民の参加人数が少なく、同じメンバーの参加になっていることなどが課題になっている。自主打合せは、熱心に取り組んでいる現、旧委員が参加していることが成果になっているが、自主打合せに参加する現、旧委員が同じメンバーではないので、議論の継続性が保てなく、自主打合せの参加委員が少ない。また、構成員に対するルールがなく、委員の取り組む意識に温度差があるなどの課題がある。

資料 8 は、前回の会議後の意見を一覧にしたものである。

自主打合せに参加すると委員間の距離が短くなり、会議では言えないことを話すことができるが参加者が少ないのであれば開催はしなくて良いと思う。

勉強会は一般の町民の参加が思ったより多いことから生の声を聞けると言うことで座談会形式で自由参加型で継続した方が良いと思う。

子ども子育て会議委員による勉強会、自主打合せは、一旦、終了として良いと思う。新制度施行前は、国からの情報も少なく、委員も「子ども子育て支援法って何？」という状況であり、計画策定のためには、委員が新制度の理解をすること、制度を町民へ周知し、声を拾うことが必須作業であり、自主打合せや勉強会は必要であったが、勉強会等の目的、成果は得られたと思うので、一旦、終了で良いのではないか。

(会 長)

今後、自主打合せなどをどうしていけばいいか、資料 8 を参考にしながら委員の

意見を伺いたい。

(委員)

町長が外に出向き住民の意見を聞く事業を何回か行っていたが、この事業は今年度も行う予定はあるのか？町長へ直接住民が問いかけることができる事業があれば勉強会や自主打合せを行う必要はないと思うが。

(事務局)

今年度、この事業を行うことは聞いていない。ただ、昨年も行っており、その前は町長が子どものことを直接聞くことを児童館で行ったこともあるので、今年度も行うのであれば、子育て世代の意見も聞いてほしいと伝えることはできる。昨年も実施時期は遅かったので、今年度も半年の間で行うことは考えられると思う。

(委員)

国の制度が葉山町らしく運営されるにはどうしたらいいか、そのためには町民の生の声を聞かなければ葉山町らしくならないとの話から自主打合せが立ち上がった。意見がいっぱいある保護者の声を聞くことがあまりできなかったことが残念であり申し訳ない気持ちがある。保育料の見直しについては、もっと保護者からの生の声を聞いて検討することだと思う。自主打合せの使命は終わったと思うが、別の観点から行うのも1つの方法ではないか。新制度になって何が変わったのかを保護者へ伝えていく必要がある。この会議が町と保護者のパイプ役になればいいと思う。

(会長)

自主打合せを継続することは一旦終了し、必要に応じて講演会など勉強会の様なものを行うことを考えていくことで、自主打合せは終了しようと思うがよろしいか？

「委員全員了承」

自主打合せは一旦終了で決定した。

(委員)

今回の会議の内容をこの会議の時間中だけで理解することはできない。この会議が3か月に1回程度開催するだけで議論したことを纏めることは難しいと思う。簡単なことではないが、次回の会議までに委員が集まり、その中で確認し、意見を纏めていくなどをしないと上手く纏まらないとも思う。

(会長)

委員の方々の要望があれば、そのようなことも考えていく必要があると思う。

(委員)

事務局が会議後に毎回、委員の意見を聞いているが今回も行うか？

(事務局)

今回も会議後の意見や質問をメールで伺うことを考えている。

(委員)

他の市町村では、子ども・子育て会議の部会があるところがあり、少数でテーマに対し、掘り下げて話したことを親会議に上げている。話合っで初めて分かることもあり、次回の会議までに委員だけの事前の勉強会の様なものを行うこともいいと思う。

(事務局)

部会を作るかは分からないが、委員だけの勉強会を行うことはできるが報酬を支払うことはできない中で行うことは考えられる。会議の進め方などのために意見が出たと思うので、事前の打合せや勉強会を行うことは考えていく。

6 閉会

(事務局)

今回は11月に予定しており、あらためて日程調整を行う。